

工事請負契約変更状況(4月分)

平成27年5月1日

工事NO.	担当課	件名	当初契約			変更契約						受注者
			請負金額	予定価格	最低制限価格	請負金額	増減額	増減率	理由	回数	契約締結日	
526145	浄水課	畑井野取水口除塵機等更新その2工事	4,860,000	5,191,560	4,652,640	4,876,200	16,200	0.3%	(9)	1	H27.4.3	(株)佐々木電機本店
126277	河川課	羽場7地割地内水路設置工事	2,430,000	2,460,240	2,097,360	2,436,480	6,480	0.3%	(4)	3	H27.4.27	(有)アース
126253	スポーツ推進課	アイスアリーナ改修(電気設備)工事	96,984,000	103,414,320	93,072,240	96,531,480	-452,520	-0.5%	(7)	1	H27.4.27	岩館電気(株)
126232	スポーツ推進課	アイスアリーナ改修(機械設備)工事	81,216,000	90,190,800	81,171,720	80,960,040	-255,960	-0.3%	(7)	1	H27.4.28	富士水工業(株)

※契約金額の変更を伴うものに限る。

【変更理由】市営建設工事等設計変更等事務取扱要領第3による。

(1) 図面, 仕様書, 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないとき。

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があるとき。

(3) 設計図書の表示が明確でないとき。

(4) 工事現場の形状, 地質, 湧水等の状態, 施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないとき。

(5) 設計図書等で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたとき。

(6) 関係官公庁等の行政指導又は協議により工事内容を変更するとき。

(7) 当初の目的物を完成させる手段に関して設計上の判断を必要とするとき。

(8) 用地確保等が予定と異なったとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか, 当初の目的物を完成させる上で特に必要と認めるとき。